

## 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

本市から排出された、し尿・浄化槽汚泥等については、引き続き適正かつ安定的に処理します。

### 1 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

生活排水処理形態別人口に基づく、し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通しは、下表のとおりです。

し尿は、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換により減少していく見込みです。浄化槽汚泥等は、処理する施設の統合などにより、一時的に増加する見通しです。

図35 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

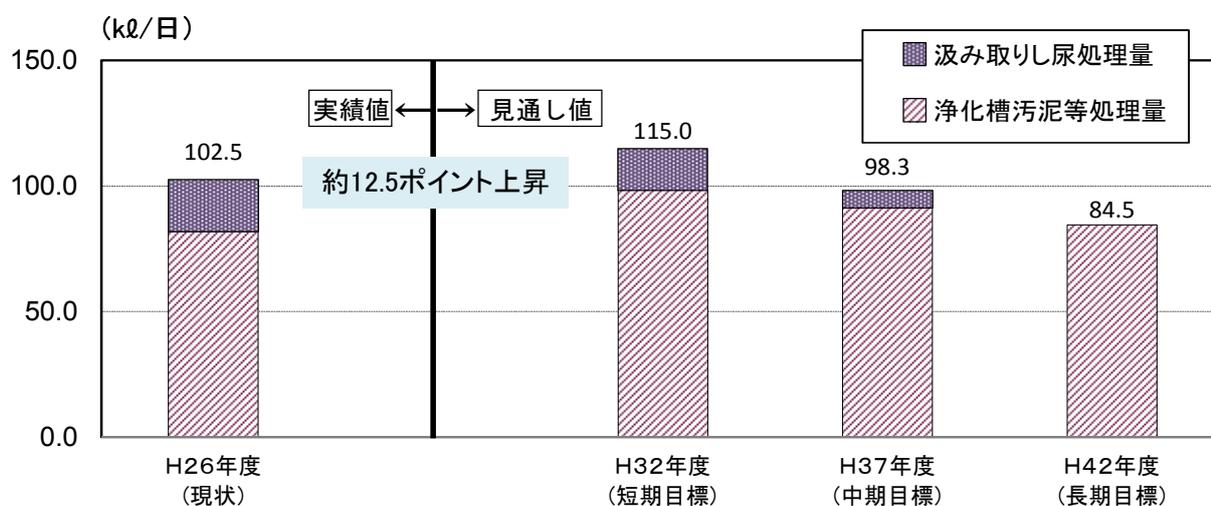


表52 し尿・浄化槽汚泥等処理量の見通し

項目		実績値			
		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度
汲み取りし尿処理量	(kℓ/日)	20.7	16.7	7.1	0.0
浄化槽汚泥等処理量	(kℓ/日)	81.8	98.3	91.2	84.5
合計	(kℓ/日)	102.5	115.0	98.3	84.5

### 2 収集運搬体制

浄化槽汚泥等については、引き続き、許可業者により、収集運搬を実施していきます。

し尿については、収集形態のあり方や公共下水道等の進捗による、し尿収集運搬量の減少を十分考慮し、効果的で効率的な収集運搬を実施していきます。

### 3 中間処理体制

し尿・浄化槽汚泥等については、一体処理を開始するまでは、引き続き、東横田清掃工場において、現在の水処理や焼却処理などを継続して行います。

将来的に、水再生センターにおいて、下水処理過程から発生した汚泥と一体処理を推進していきます。

#### 4 最終処分体制

東横田清掃工場から発生するし尿・浄化槽汚泥等は、一体処理を開始するまでは、引き続き、焼却処理後、最終処分場において埋立処分します。

将来的に、前処理したし尿等については、水再生センターにおいて適正に処理後、資源化することとし、除去した残渣については、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分します。



